恩賜林（県有林）の歩み

御沙汰書

恩賜林御下賜当時の上山山林局長、熊谷知事実地調査員の一行

明治40年の大水害の状況（笛吹市甲運橋）

建設謝恩碑

御下賜への謝恩の意を表すため、甲府市を見下ろす舞鶴城公園（甲府城址旧本丸広場）内に建立されました。
●形状：オベリスク形
●材料：花崗岩（甲州市の恩賜林より産出）
●総高：100尺（30.3m）
（碑身：60尺（18.18m））

謝恩碑

昭和天皇・皇后両陛下のお手まき

第1回 全国植樹祭（甲府市山宮町）

軌道機関車運材

軌道運材

伐採状況（早川町）

野呂川林道を御視察される昭和天皇・皇后両陛下

夜叉神隧道開通式

県営土場

木材の搬出（野呂川）

武田の杜

清里の森

第14回全国育樹祭での皇太子殿下のお手入れ

天皇・皇后両陛下のお手植え・お手まき

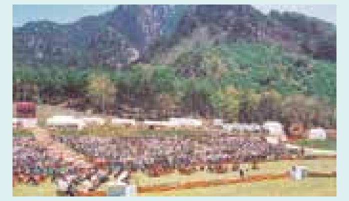
第52回全国植樹祭

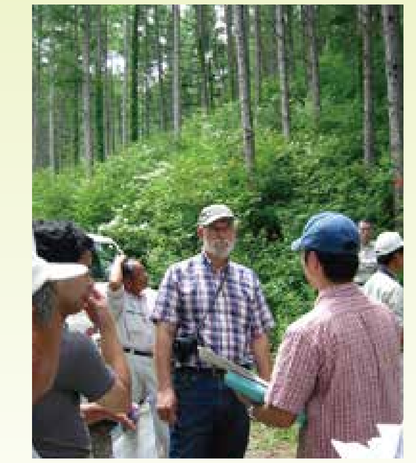
FSC認証現地審査

御下賜100周年記念大会

武田の杜から恩賜林を一望される天皇・皇后両陛下

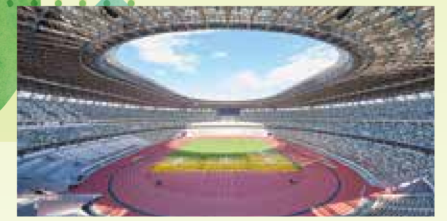
国立競技場（カラマツ）

選手村ビレッジプラザ（スギ、ヒノキ）

年号	年	月	出来事
明治	40	8	死傷者422人、破壊あるいは流失家屋11,943戸など、未曽有の大水害が発生
	43	8	傷跡がいえぬ間に再び集中豪雨が県下を襲い、大水害が発生
	44	3	山梨県下の御料地を復興に役立てるよう本県に御下賜（見込面積約16万4千ha）
		6	農商務省山林局長上山満之進氏が来県、熊谷知事と1ヶ月にわたり県下恩賜林の実状を調査、今後の経営・管理の方針を示し、大臣に復命
		11	南アルプス市（旧榊村）の東条定太郎氏が、自己養成の苗木を寄附造林することを申し出、県が南アルプス市（旧野々瀬村）恩賜林内102haを造林
	45	3	恩賜県有財産管理規則及び同施行細則を制定
		3	毎年3月11日の御沙汰書拝受の日をもって「恩賜林記念日」と制定
		5	甲州市（旧神金村）地内、丹波川流域恩賜林5,557haを東京都に水源林として売却
		8	南アルプス市（旧五明村）の市川文蔵氏が、金2千円（毎年200円づつ10年間）を恩賜林経営費として寄付
		8	滋賀県人の三代目塚本定右衛門氏が、金1万円を本県治水費として寄付、県は笛吹川上流域の恩賜林に塚本山造林を計画
大正	2	3	塚本山造林134haの造林に着手
		7	塚本山造林地内孕在地1.74haを日原勝秋氏外8名が寄附
	3	7	第1次世界大戦が勃発
		11	県議会において大正天皇御即位記念林として恩賜林500町歩（496ha）の造林を決議
	4	5	南アルプス市（旧榊村）地内恩賜林において、県下中学校（現在の高等学校）生徒による御即位記念造林に着手
	5	3	恩賜林内孕在地及び接続御料地3,642haを取得
		5	道志村地内道志川流域恩賜林2,781haを横浜市に水源林として売却
	6	10	「恩賜林記念日の歌」を制定、なお歌詞は公募により選定
		12	謝恩碑建設地鎮祭
	9	12	謝恩碑が完成
	11	3	県営斫伐事業（素材生産）を恩賜林経営として開始
		9	謝恩碑除幕式を挙行
	12	9	関東大震災が起こる
	13	4	大正天皇御即位記念造林500町歩（496ha）が完成
	14	3	恩賜林経営25ヶ年収支計画を策定
		7	甲州市（旧神金村）恩賜林地内で石材直営採掘事業を開始
		10	石材採掘事業のため、神金、塩山間に軌道を布設
昭和	4	11	恩賜林経営25ヶ年計画を21ヶ年計画に編成替
	8	6	長野県富士見町（旧落合村）所在の御料林1,945haを取得
	9	10	大月市（旧初狩村）外15ヶ村所在の孕在地または接続御料地14,435haを取得
	11	6	恩賜林御下賜25周年記念式典を挙行
	12	7	日中戦争が勃発
	13	1	富士吉田市（旧福地村）所在の恩賜林1,260haを陸軍演習場に譲渡
		3	恩賜県有財産管理規則が改正され、特別会計に積立金及び面積割交付金制度等を規定
	14	9	第二次世界大戦が勃発
	15	3	木炭需給特別会計法が制定され、木炭需給が国家管理となる 富士河口湖町（旧上九一色村）所在の恩賜林853haを陸軍演習地に譲渡
	16	12	太平洋戦争が勃発
	19	2	富士河口湖町（旧船津村）、富士吉田市（旧福地村）所在の恩賜林50haを軍事保護院に譲渡
		4	北杜市（旧清里村）所在の恩賜林115haを八ヶ岳県営開墾地に解放
	20	8	太平洋戦争が終戦
	21	10	林野警察制度が廃止
	21	12	甲府市上水道水源確保のため、甲府市（旧宮本村）御岳字舞台外3字2,563ha余の大昭和製紙（株）社有林と韮崎市（旧清哲村）御座石恩賜林の一部及び笊山、大平、富士見町（旧落合村）釜無山県有林3,432ha余とを土地交換し、その後甲府市に売却
	24	10	山梨県恩賜県有財産管理規則を廃止し、山梨県恩賜県有財産管理条例を公布
	25	4	第1回全国植樹祭を、天皇皇后両陛下をお迎えし、甲府市片山の恩賜林で開催
	26	5	恩賜林御下賜40周年記念式典を挙行
		6	新たに森林法が制定され、明治40年制定の森林法は廃止 野呂川開発計画調査に着手
	27	7	野呂川林道開設工事に着手し、野呂川流域森林資源開発が始まる
	30	10	野呂川林道夜叉神隧道（延長1,148m）が完成
	32	2	県下全事業区に臨時植伐計画を策定し、拡大造林を推進
		7	天皇皇后両陛下、野呂川及び富士五合目の恩賜林をご視察
	34	9	台風15号（伊勢湾台風）が来襲し、県内各地で大被害
	36	10	恩賜林御下賜50周年記念式典を挙行
	37	8	恩賜県有財産施業規程を廃止し、県有林野経営規程を制定、事務所ごとを経営単位とした第1次経営計画を策定
		10	野呂川林道工事完成式を挙行
	39	7	林業基本法が公布
		12	山梨市（旧三富村）ナレイ沢の県有林で山林火災が発生し、93haが焼失
	41	5	南アルプス市（旧芦安村）深沢の県有林で山林火災が発生し、271haが焼失
		9	台風26号が襲来し、足和田村外各地が大被害
	42	11	南アルプススーパー林道の開設工事に着手
	43	8	明治100年記念事業として南アルプス市（旧櫛形町）の県有林953haを「県民の森」に設定
	46	3	南アルプス市（旧白根町）今諏訪地内に釜無川貯木場を新設
		5	第3回山梨県県土緑化推進、恩賜林御下賜60周年記念式典を挙行
	48	1	山梨県恩賜県有財産土地利用条例が交付、「県有林野の新たな土地利用区分」を策定
		4	置県100年を記念し、甲府市山宮町片山の県有林195haを「健康の森」に設定
	51	3	全県を経営単位とした第一次県有林経営計画を策定
	52	4	「健康の森」を核とした甲府市北部エリア2,500haを「武田の杜」に設定し、遊歩道等の整備に着手
		9	北富士演習場国有地214haを県が一時預かりの形で北富士県有地として取得
	54	11	南アルプス林道が完成
	55	9	南アルプス林道広河原より北沢峠区間に芦安村営バスが運行開始
	56	3	第2次県有林経営計画を樹立
		5	恩賜林御下賜70周年記念県土緑化推進・林業振興大会を開催
	57	8	台風10号が来襲し、野呂川流域で大きな被害
	58	8	台風5号が来襲し、県東南部に大きな被害
		11	県有林高度活用事業の第1号として、県企業局に「丘の公園」用地を提供
	59	3	東富士五湖道路用地として、富士吉田市剣丸尾外の県有林14.40haを日本道路公団に売却
		7	東富士五湖道路用地として、北富士県有地24.65haを日本道路公団に売却し、これを契機に県有林基金を設置
	60	3	県有林基金の活用第1号として、身延町相又外の山林199haを取得
		5	「清里の森」別荘地の分譲を開始
	61	3	第3次県有林経営計画を策定
平成	1	10	「みどりの日制定記念の森」の造成計画を樹立
	2	10	第14回全国育樹祭を皇太子殿下をお迎えし、鳴沢村富士桜地区で開催
	3	3	第4次県有林経営計画を策定
		4	恩賜林御下賜80周年記念山梨県植樹祭が塩山市牛奥地内で、「第1回県民緑化まつり」を万力公園で開催
		10	恩賜林御下賜80周年記念式典を甲府市小瀬スポーツ公園体育館で開催
	4	7	葛野川揚水発電所用地として県有地137haを東京電力に売却
	5	5	山梨市窪平から北杜市清里までの自動車道（クリスタルライン）が完成
	7	11	「県有林の森林総合利用計画」を策定
	8	3	第5次県有林経営計画を策定
		5	森林公園「金川の森」が開園
	9	3	甲州市（旧勝沼町）深沢地内で戦後最大の山林火災が発生し、375ha（内県有林174ha）を焼失
		11	北杜市（旧須玉町）塩川流域において「森林生態系モニタリング調査」に着手
	10	6	県有林基金により南部町（旧富沢町）石合の民有林967haを取得
	11	3	県有林の森林総合利用計画に基づき「森林文化の森」整備計画を策定
	12	10	国際会議「モデル森林の推進に関するワークショップ」を甲府市内で開催、会議の成果を「山梨メッセージ」として国内外に発信
	13	3	恩賜林御下賜90周年記念式典を舞鶴城公園謝恩碑前広場で開催 第6次県有林経営計画を策定
		4	第52回全国植樹祭のグランドオープンとして、須玉町瑞牆山麓の式典会場で「森と木のフェスティバル」を開催し、あわせて恩賜林御下賜90周年記念植樹を実施
		5	第52回全国植樹祭を天皇皇后両陛下をお迎えし、須玉町瑞牆山麓で開催
		6	昭和39年制定の「林業基本法」が改正、名称変更し、「森林・林業基本法」が制定
	14	4	御下賜100周年に向け、県民参加による「100万本植樹運動」を開始
	15	4	世界標準の視点から森林を認証する「FSC森林管理認証」を取得（認証面積143,000ha）
	16	3	北富士県有地189.8haを地元保護団体へ再払い下げ
	17	2	「気候変動枠組条約・京都議定書」の発効
	18	4	県土の保全や木材生産に加え、公益的機能のさらなる充実を図り、県民の多様な要請に応じた森林管理を進めるため、「経営計画」を「県有林管理計画」に改める
	20	3	「FSC森林管理認証」を更新
	21	4	甲州市（旧勝沼町）深沢地内で山林火災が発生し、県有林82haを焼失
	23	3	恩賜林御下賜100周年記念式典を舞鶴城公園謝恩碑前広場で開催
			第2次県有林管理計画を策定
			東日本大震災が起きる
		4	県有林の森林整備により吸収されたCO_2をJ-VER制度によりクレジット化し、8月より販売開始
			「武田の杜」において、御下賜100周年を記念して再整備事業を実施（事業期間　H23～26年度）
		9	FSC認証の一層の普及を目的に「FSC森林サミット2011in山梨」を開催
		11	「恩賜林御下賜100周年記念大会」を皇太子殿下ご臨席のもと開催
	24	10	天皇皇后両陛下、「武田の杜」をご視察
	25	3	「武田の杜」が森林セラピー基地の認証を取得し、森林セラピーを開始
		3	「FSC森林管理認証」を更新
		6	富士山が世界文化遺産に登録される
	26	6	南アルプスユネスコエコパークが登録される
		3	「金川の森」の施設改修に向け、長寿命化計画を策定
			清里の森再整備基本計画策定
	27	8	「やまなしFSC認証材製品登録制度」を創設
			FSC認証材を需要者に安定供給する「やまなし提案型システム販売」を創設
	28	3	第3次県有林管理計画を策定
		4	県有林内の魅力あるスポットを紹介する「森林スポット100選」の選定
			企業等が森林レクリエーションなどを行う場として、「クライン・ヴァルト（小さな森）」を設定
	29	4	「県民の森」の県施設を南アルプス市に無償譲渡し、設置管理条例を廃止
		3	山梨県林業公社の解散により分収林が県に承継
		5	「やまなし提案型システム販売」により、国立競技場建設材の販売
	30	3	「FSC森林管理認証」を更新
	31	4	「天皇陛下御在位三十年記念造林」を甲州市勝沼深沢地内で開催
令和	1	5	「皇太子殿下御即位記念造林」を県内3箇所で開催
		6	甲武信ユネスコエコパークが登録される
		9	東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザ建築のため県有林材を提供
	3	3	第4次県有林管理計画を策定
			恩賜林御下賜110周年記念式典を舞鶴城公園謝恩碑前広場で開催

御下賜から昭和20年代にかけて

明治末期、本県に相次いで発生した大水害の復興に役立てるよう、明治44年3月11日、県下の入会御料地約16万4千haが御下賜されました。これが、県有林の基となっており、一般には「恩賜林」の名で呼ばれています。

御下賜への謝恩の意を表し末永く記念するため、明治45年3月、御沙汰書拝受の3月11日を「恩賜林記念日」と定めるとともに、大正6年には、「恩賜林記念日の歌」が制定され、記念日には小・中学校で歌われました。

また、大正6年から3年の歳月をかけ、謝恩碑が現在の舞鶴城公園内に建設され、毎年3月11日の恩賜林記念日には謝恩碑前において記念式典を開催しております。

御下賜後、恩賜林は模範林として、県土保全に重点をおいた管理経営にあたることとし、明治45年3月に「山梨県恩賜県有財産管理規則」が制定され、その精神は、幾度かの改正を経ながら、現在の山梨県恩賜県有財産管理条例に引き継がれています。

また、存廃区分調査、境界査定、周囲測量、施業案編成等の具体的な作業に着手し、大正3年には「恩賜県有財産施業規程」を定め、森林経営の基本計画となる「施業案」を策定しました。

なお、この時代の施業方法は県土保全に重点をおいた天然更新を基調とする択伐施業が主体でした。

昭和20年代から昭和40年にかけて

昭和25年4月、戦後の荒廃した国土を緑化させるため、第1回全国植樹祭が甲府市山宮町の恩賜林で開催されました。

また、戦後の経済復興に伴い増大する木材需要に応えるため、昭和32年に「臨時植伐計画」が樹立され、伐採方法も択伐から皆伐に変わり、昭和33年度の36万㎥をピークに、年間30万㎥の木材を供給するに至りました。これにより林産物収入は飛躍的に増大し、当時財政再建団体に指定されていた本県財政の危機を救ったのをはじめ、市町村の学校建設などにも大きく貢献しました。

この時代は、戦後の荒廃した森林の再生と森林生産力の積極的な増強を図るため、拡大造林を推進した時期であり、造林面積も年々増加し、昭和43年には約2千7百haが新植されました。

なお、森林・林業の長期的かつ総合的な見通しに基づいた計画により、経営管理の近代化を図ることとし、昭和37年には「県有林野経営規程」が制定され、従来の「施業案」に替わり、新たに「経営計画」がスタートしました。

昭和40年から平成にかけて

燃料革命や木材の輸入自由化等の社会経済構造の変化により、木材需要量は減少しましたが、森林のもつさまざまな機能が注目されるようになりました。このため、昭和48年に「県有林野の新たな土地利用区分」を定め、機能に応じて公益林と経済林に区別するとともに、森林のレクリエーション利用の要請に応え、多くの県民に県有林を保健休養、教育文化の場として提供するため、「県民の森」や「武田の杜」を整備しました。

また、これらに並行して、昭和48年には「山梨県恩賜県有財産土地利用条例」を制定し、新たな視点で県有林を活用し、地域振興を図るための「清里の森」や「丘の公園」を始めとする県有林の高度活用事業を展開しました。

「経営計画」は、「県有林野の新たな土地利用区分」に基づき、森林の有する公益的機能と経済的機能の調和を図りながら、それぞれの目的に合致した施業を推進するため、昭和51年に、全県をひとつの計画対象地域とした新たな「経営計画」を策定しました。

なお、昭和59年には東富士五湖道路用地として売却したのを契機に、基金（山梨県県有林基金条例）を設置し、県有林の取得などに活用することとしました。

平成・令和の時代にかけて

平成の時代を迎え、森林に対する県民の要請はさらに多様化・高度化してきました。こうした要請に応え、平成7年、森林の持つ環境・文化・経済資源としての価値を最大限に発揮していくための方針となる「県有林の森林総合利用計画」を策定しました。平成11年には、この計画の柱の一つである「地域固有の森林文化の創出」を具現化するため、県下12箇所に「森林文化の森」を設定し、森林環境教育や森づくりなど、森林内での多様な活動の場を提供しています。

また、平成4年の地域サミット以来、「森林生態系を含めた持続可能な森林経営」が世界共通の課題となっていることを受けて、平成9年から温帯林保全のための基準・指標（モントリオール・プロセス）に基づいたモニタリング調査を開始し、多様なニーズに対応した森林整備手法についての調査・解析を行っています。さらに、この調査への取り組みを基盤に、平成12年には、世界17ヶ国から森林・林業の専門家を招いた「国際ワークショップ」を開催し、持続可能な森林経営の推進方策を「山梨メッセージ」として内外に発信するとともに、平成15年には、国際基準による「FSC森林管理認証」を取得して、世界標準の視点を踏まえた県有林の管理経営に務めています。

御下賜90周年を迎えた平成13年（2001年）、21世紀の幕開けに〝人と自然との共生〟を基本理念にみずがき山麓で全国植樹祭を開催しました。

平成23年の御下賜100周年の節目の年、天皇陛下の御名代として皇太子殿下の御臨席を賜り、記念大会を盛大に開催しました。

翌年には、天皇・皇后両陛下が第1回全国植樹祭の地である武田の杜を訪問され、甲府盆地を囲む緑豊かに広がった恩賜林を一望されました。

充実する人工林資源の活用に向け、平成27年から「やまなし提案型システム販売」を開始し、国立競技場の大屋根をはじめ、東京オリ・パラ関連施設にFSC認証材を供給しました。

御下賜以来、県民共有の財産として守り育てられ、県土の保全、水資源の涵養、木材の生産などの役割を果たし、県民生活に大きく貢献してきた県有林は、令和3年3月に110周年を迎えました。